

# ～寝たきり備える「財産管理等の委任契約(書)」～

税理士・行政書士・ファイソシャルプ・ラナー  
村尾 法生



高齢期の財産管理について、いざとなったら何とかなるとか、家族がうまくやってくれるなどと、事前に何の対策も立ててない人が多くおられます。しかし実際のところ、悪徳業者にだまされたり、子どもに財産を使い込まれたりなどのトラブルは珍しくありません。将来、病気などで寝たきりや身体が不自由になってしまったとき、第3者(子どもや親戚)に財産管理や医療関係のさまざまな手続きを代行してもらうための「財産管理等の委任契約(書)」の説明をいたします。

## 1. 財産管理等の委任契約(書)

財産管理等の委任契約とは、「判断能力はあるけども病気などで身体の自由がきかない」といった場合に、金融機関や行政機関での手続きや生活費の支払、病気になったときの入院手続きや介護関係の手続きを、委任した人(受任者)に任せることができる契約のことをいいます。

## 2. メリット

- ①手続きのたびに、いちいち委任状をつくる手間が省ける。
- ②金融機関などで本人の委任であることを証明できる。
- ③親の委任を受けていることが証明できるので気がねなく親の世話をできる。
- ④他の子どもや第3者などが財産を使い込むことを防ぐことができる
- ⑤入院中など必要なときだけ手続きを代行してもらえる。

(注)手続きの種類により、個別の委任状や他の書類が必要となる場合もあります。



## 3. 委任契約の内容は?

委任する内容は、大きくわけて「財産管理」と「療養看護」のふたつがあります。

「財産管理」…預貯金や不動産などの財産を管理・保存を委任する。

金融機関での出金や振込、家賃や光熱費の支払、生命保険の契約締結や保険金請求など。

「療養看護」…医療や介護など、心身を保護するための事務処理を委任する。

入院や介護施設入所の手続き、要介護認定の申請や介護サービスの契約・変更、費用支払など。

(注)委任内容は自由に設定できます。なお、不動産の売却など重要な財産の処分や、株式投資など投機的な行為は制限しておくことが望ましい。

## 4. 受任者を誰にするか

受任者とは、本人から委任を受けて手続きを代理する人のことをいいます。

財産管理等の委任契約書には、包括委任状としての性質がありますので、信頼できる相手を選ぶことが重要です。

具体的には、家族や親戚、親しい知人、身近に適当な人がいなければ専門家に依頼することも検討しましょう。

また、受任者は複数名を選ぶこともできます。財産管理は同居の家族に、療養看護は福祉関係者に委任するなど、委任する内容によって受任者をわけておくことも可能です。

## 5. トラブルを避けるための対策

受任者が信頼できる相手であっても、無用のトラブルを避けるためにしっかりと決め事をしておくことが大切です。

①通帳や印鑑は、必要なときに渡す。(その都度、預り証を受け取る)

②委任内容を必要なものに限定する。

③記録や報告はきちんとする。

④第3者にチェックしてもらう。

## 6. 公正証書で「任意後見契約書」とあわせて作成

財産管理等の委任契約(書)は、あくまで私的な契約ですが、公正証書でつくることで信頼度が高まります。

また、後々トラブルがあったときに解決しやすくなるため、公正証書でつくることをおすすめします。

この場合、委任者及び受任者の実印、印鑑証明、本人確認書類(免許証や保険証)などの準備が必要になります。

なお、財産管理等の委任契約書は、「認知症」「判断能力が低下したとき」には効力がありませんので、「移行型」として、「任意後見契約書」と同時に作成することをおすすめします。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL : 075-708-5591 FAX : 075-708-5592 E-mail : murao-kimio@tkcnf.or.jp